

平成25年10月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成25年10月22日 (火)		
2 開会及び閉会	開会	14時03分	
	閉会	14時50分	
3 出席委員	委員長	塩田澄子	
	委員	曾田佳代子	
	委員	渡辺勝志	
	委員	東條光彦	
	委員(教育長)	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	橋本拓治	教育次長	渡辺和夫
統括審議監	佐々木辰昭	審議監(学校教育担当)	天野和弘
審議監(生涯学習担当)	直本正明	教育企画総務課長	長瀬尚樹
学事課長	三宅泰司	指導課長	堀井博司
生涯学習課長	丸川康一	文化財課長	乗岡実
オリエント美術課長	大塚利昭	こども企画総務課次世代育成担当課長	逢澤正男
事務局(教育企画総務課課長補佐)	高木宏	事務局(教育企画総務課副主査)	坂本頼則
5 議題及び結果			
第31号議案 岡山市教育委員会懲戒処分の基準に関する要綱の一部改正について 原案可決			
6 教育長等の報告 [平成25年9月14日(土)～平成25年10月11日(金)]			
9/14	特別展「平山郁夫と古代メソポタミア文明展」開会式(一般公開 9/14～11/24まで)	オリエント美術館	
9/21	リズム遊び	文化財課	
9/21	埋蔵文化財講座遺跡が語る岡山の歴史第4回	文化財課	
9/28	幼稚園の先生と遊ぼう	文化財課	
9/28～9/29	自然体験リーダー養成講座(ステップ1) ※ステップ5まで実施	こども企画総務課	
9/29	ふれあいコンサート	文化財課	
9/30	いきいき学校園づくり	指導課	

10/1	いきいき学校園づくり	指導課	
10/1	平成25年度岡山市「学校支援ボランティア研修会」「地域コーディネーター研修会」	生涯学習課	
10/2	いきいき学校園づくり	指導課	
10/5	親子環境学習サマースクール③	生涯学習課	
10/7～2/13	平成25年度岡山市埋蔵文化財センター特別展「特殊器台の世界」	文化財課	
10/9	いきいき学校園づくり	指導課	
曾田委員 文化財課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園の先生と遊ぶうについては、公立、私立のどちらの先生が来るのか。 ○ ボランティアでの参加になるが、公立の先生も来ている。開催場所である八角園舎の近くの学校の先生が来てくれることが多い。 ○ ボランティアということで土曜日開催になっているが、このような事業が増えれば、家庭の教育力と関係してくるので良いと思った。 ○ 本事業は、今年だけでなく、パターンとして定着してきている事業である。 ○ 参加対象が就学前児童となっているが、小学校就学直前の子の保護者が多いのか、それとももっと小さい幼児の方が多いのか。 ○ 年齢の幅は広い。八角園舎が図書館と同一敷地にあることもあり、本を読みに来る子の参加も多く、そのため、乳児よりは、本を読める年齢の子の方が多い。 ○ 学校支援ボランティアと地域コーディネーターの研修会について、どのような内容だったのか、また、参加率はどうだったのか。 ○ 学校支援ボランティア81名、地域コーディネーターと学校関係者が12名、合計93名の参加があった。内容については、今回は合同で研修を行ったが、今後各参加者が学校に1人で赴けるよう、実際に地域コーディネーターとして、地域のボランティアの人を学校へ招待するという役割を持つ3名（光南台中学校、御南中学校、足守中学校）による活動報告等を行った。 ○ 研修の前段として、学校支援ボランティアになりたいという人への案内等は行っているのか。 ○ 各大学をまわって、男子大学生に対して、学校支援ボランティアの役割の説明や、登録募集を行っている。地域から申請される方については、生涯学習課に来ていただいて登録を行う際に説明を行っている。 ○ 学校支援ボランティアの存在を知らない人達に対し、自分もやってみようと思うような周知をしていくことも必要と思う。 ○ 年1回ではあるが、大学生が主体となって行うシンポジウムがあり、その中で、事例研究の報告やボランティアへの呼びかけ等も行っている。 ○ 親子環境学習サマースクールについて、今回3回目だが、今年度まだ続くのか。 ○ 今年度は、今回の3回目が最後である。3回続けて参加できる人を対象者としている。 ○ この事業にはESDの理念は含まれているか。 ○ ESDの事業としての位置付けではないが、理念は含んでいる。 ○ 先日開催されたプレ大会の中でも、岡山でのESDの啓発が行き届いていないのではないかという声も多くあった。ESDは、環境学習だけではないにせよ、環境学習が主体として動いている面もあるため、このような事業の際にESDと絡めていくと、広がりにつながる。あらゆる機会を捉えて攻めていった方が良い時期にきていると思う。 ○ オリент美術館での古代メソポタミア文明展について、開会時に見せていただいたが、それ以降どのような状況なのか。 ○ 今回は、開会後1ヶ月間の入場者数について報告しているが、展覧会自体は、山梨県の平山郁夫シルクロード美術館の収蔵品の選りすぐりで、考古資料300点、平山画伯の素描の作品10点を展覧している。絵と考古の粘土板文書、ハンコの起源となる印章など、滅多に見られない貴重なものを展示している。来館者の方々からも、くさび形文字を書いている粘土板文書がこれほど多様なものとは知らなかった、写真では見たことがあったが実物は興味深かった、岡山で見られるのが初めて 		
曾田委員			
文化財課長			
曾田委員			
文化財課長			
東條委員			
生涯学習課長			
委員長			
生涯学習課長			
委員長			
教育長			
曾田委員			
生涯学習課長			
曾田委員			
生涯学習課長			
曾田委員			
委員長			
オリент美術館長			

委員長	<p>のことなので良かった等のご意見をいただいている。現在は、展覧会も後半に入り講演会を始めているが、来館者数増加を目指して、急遽、前館長による講演会を追加開催するなど、盛り上げに努めているところである。</p> <p>○ 何も知らない状態で見ただけだと、くさび形文字が並んでいるだけで終わってしまうが、説明を聴くと、結婚の条件として何を何個送るといことが書かれてあったり、8千年前に経済のやり取りが行われていた形跡が残っていたりしていることが分かり、ワクワクするような気持ちになれた。そのような説明をうまくしていけば、来館者の方々にもより満足していただけるのではないかと思った。</p>
渡辺委員	<p>○ 自然体験リーダー養成講座について、申込み8名・参加7名となっているが、こういう人数で良いのか。また、今回はステップ1だが、今後のステップ5までについて、今回申し込んだ8名で実施していくことになるのか。</p>
次世代育成担当課長	<p>○ 例年は、15～20名の申込みがあるのだが、今年は何故か申込み人数が少なかった。また、実施方法については、自然への感性を高める、それをどのように子ども達に伝えていくかを研修するなど、ステップ1から5までで一連の講座となっているため、原則として、同一人の参加でお願いしている。</p>
渡辺委員	<p>○ 参加人数が例年の半分ぐらいとなっているが、リーダー養成の趣旨からして、今回の数の少なさが今後の支障にはならないのか。</p>
次世代育成担当課長	<p>○ 本講習を受けた後、自然体験リーダーズというクラブに入り、そのクラブの会員として活躍していただくことになるが、クラブ会員数は現在50名程度いるため、すぐに支障がでることはない。</p>

7 議事の概要

委員長	○ 10月定例岡山市教育委員会を開催する。
委員長	○ 本日の傍聴希望者は2名。入室してもらってよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第1, 会期は本日1日限りとしてよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 日程第2, 9月定例会の議事録に問題はないか。
全委員	○ <承認>
生涯学習課長	○ 先ほど、社会教育委員会議の大野議長から、家庭教育力向上に向けての方策についての提言書を、教育委員長に提出した。提言書は、各委員の机上に配付しているのでご確認をお願いしたい。
委員長	○ かなり具体的な言葉での提言になっており、実効性のあるものだと思う。
委員長	○ 日程第3, 教育長等の報告, 事業報告について質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載)
委員長	○ 議事に入る前に会議の公開・非公開について諮る。日程第4の第32号議案は、岡山市教育委員会会議規則の第9条1項第5号に該当するため、非公開としてよいか。
全委員	○ <承認>
委員長	○ それでは先の議題は非公開とする。
委員長	○ 日程第4, 第31号議案を説明願う。
学事課長	○ 説明(第31号議案の資料に沿って説明)
委員長	○ 質問, 意見はないか。
渡辺委員	○ 説明の中で、他の政令市の状況も参考にしたとあったが、どのような状況となっているかを、少し詳しく説明願いたい。
学事課長	○ 区分けについては、例えば死亡の場合、重大な傷害の場合など、市によって差があったが、本市においては、その内の何市かを参考にし、実態に合うと思われる死亡と重篤な傷害を同じ項とし、それには至らないが何らかの傷害を負わせた場合の項の2つの区分けとした。処分の種類についても、指導上の色々な要因なども考えられるため、一つのみとせず幅をもたせることとしている。
東條委員	○ 常習性がある場合などの取扱いはどのようになるのか。
学事課長	○ 本要綱の第4条で、「職員が行った行為の態様等が極めて悪質であるとき」や「職

	<p>員が違反行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき」には、「これらの規定により行うことのできる懲戒処分より重い懲戒処分を行うことができる」と規定しているため、同条を適用しての処分を行うこととなる。</p>
東條委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「重篤」については、基準を定めてあるのか。 ○ 事案ごとに検討する必要があるものと考えているが、交通事故の基準で、重症を1ヶ月以上としているため、同じように、治癒に1ヶ月以上かかるものを重危な傷害として考えたい。
曾田委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 時勢として「体罰」の規定を加えることは適切であると思うが、子ども達の自殺も起こっている中で、因果関係の調査を行うことは当然として、言葉の暴力により死亡させるようなことがあった場合には、どのように取り扱うのか。
学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文部科学省の通知でも、体罰は身体的なもののみを対象としているため、今回は言葉の暴力によるものを規定中に明記していない。言葉の暴力等により自殺に至った場合にどのように対処するかについては、事案ごとに因果関係等を調べながら、慎重に行うべきものと考えている。
東條委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言葉の暴力は、この規程の中には入らないということか。 ○ 体罰の区分の中には入らない。
東條委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮に、死亡事故等に対し、言葉の暴力の因果関係が認められた場合には、どの規定により処分することとなるのか。 ○ 現規程の中では、「ハラスメント」の項を準用することを検討することになるかと思う。
東條委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪意はないにせよ、言葉の圧力で子どもを追いつめることもあるかと思う。それが規程に盛り込めないとしたら、どういう形で対処できるのかを想定しておくべきだと思う。 ○ 先ほどの「ハラスメント」の項及び第7条の「別表左欄に掲げる違反行為に該当しないときは、当該行為に類似する同欄に掲げる違反行為に対する懲戒処分の取扱いに準じて当該行為に対する懲戒処分を決定するものとする」という規定による対応を考えている。
東條委員 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 言葉の暴力を、セクシャルハラスメントに準ずるものとするのは、適切な解釈とは言えないと思う。 ○ 第7条は、ハラスメントに限っているものではないため、別表の違反行為の中で類似するものを当てはめることになる。
委員長 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで無かった「幼児児童生徒関係」という項目を作成したのであるから、今後、別の違反行為から準用するのではなく、この項目の中に、必要な区分を適切に加えていくべきだと思う。 ○ 継続して検討していきたい。
委員長 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の規定では、傷害を負わせるものについて基準を設けているが、傷害を伴わなかった場合でも、常習性等があれば処分対象となるのか。 ○ 怪我がなかったとしても、体罰を加えた者については、行政措置として対応していきたいと考えている。
曾田委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでは「体罰」という項建てがなかったが、体罰による減給等の処分の可能性もあったと思う。今回、「体罰」が項建てされたのは、処分を厳しくするということになるのか。 ○ 基準を明確にするために項立てを整理したものであり、処分を厳しくするものではない。
渡辺委員 学事課長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「傷害」は、精神的なものも含んで取り扱うこととしているのか。 ○ 先ほどの文部科学省の通知でも、体罰を身体的苦痛や有形力の行使として定義しているため、肉体的な傷害のみを想定している。
渡辺委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体罰という加害行為と、被害の対応との両面について、どのようなものを想定しておくかを考えておく必要がある。「傷害」についても、因果関係の問題はあるが精神的な被害から自殺にまで至ったという場合には、精神的傷害も本規定の対象とすべき場合もあると思う。
東條委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ パワハラにより部下が精神疾患等になった場合などは、どうするのか。

統括審議監 曾田委員	○ 基本的には、「セクハラ」の項と第7条の規定により対応することとなる。
学事課長	○ この規程の改正に当たり、体罰に関しては学校も関心があると思うが、周知・啓発はどのように考えているのか。
曾田委員 東條委員	○ ホームページにはアップされるものであるが、各学校へは別途通知し、11月1日に開催する校長会でも説明する。
橋本教育次長	○ 体罰を認識し直す機会にもなるので、周知についてもきちんとしてほしい。
渡辺委員	○ 通常、規程の改正には一定の周知期間が必要だと思うが、施行日を11月1日からとしたのは、何か意図があるのか。
委員長	○ 本基準については、県教委との均衡なども考慮して、時間をかけて内容を検討してきていることもあり、本定例会で承認されれば、速やかに施行しようとしているもので、特に11月1日施行に意図がある訳ではない。
曾田委員	○ 懲戒処分の種類として幅をもたせていることについては、色々な事情も考えられ、結果のみをみて処分することが適切でない場合もあるので、幅をもたせて、その中でしっかりと処分を決めていくというのは妥当だと思う。
委員長 全委員 委員長	○ 傷害をおそれるあまり、教育的指導ができなくなることはないよう、しっかりと見極めをしていただきたい。
	○ 11月1日は、おかやま教育の日であり、結果としてその日に施行することで、教育の在り方や子ども達への接し方を見直すこともでき、良いタイミングであると思う。
	○ 第31号議案を原案どおり可決してよいか。
	○ <承認>
	○ 第31号議案は原案どおり可決する。

傍聴の状況		
報	道	2名
一	般	0名

平成25年10月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	平成25年10月22日（火）		
2 開会及び閉会	開 会	14時50分	
	閉 会	15時05分	
3 出席委員	委 員 長	塩 田 澄 子	
	委 員	曾 田 佳 代 子	
	委 員	渡 辺 勝 志	
	委 員	東 條 光 彦	
	委員（教育長）	山 脇 健	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	橋 本 拓 治	教育次長	渡 辺 和 夫
統括審議監	佐々木 辰 昭	審議監（学校教育担当）	天 野 和 弘
審議監（生涯学習担当）	直 本 正 明	教育企画総務課長	長 瀬 尚 樹
文化財課長	乗 岡 実		
事務局（教育企画総務課課長補佐）	高 木 宏		
5 議題及び結果			
第32号議案	平成25年度岡山市文化奨励賞受賞者の決定について		原案可決